

## 8 月高額療養費制度見直し、10 月労働条件通知書変更

### 1. 高額療養費制度の見直し

8 月 1 日より、高額療養費制度の自己負担上限額(月あたりに支払う医療費の上限)が、年齢区分に関係なく引き上げられます。

長期療養者へ配慮し「多数回該当」の金額は従前どおりとし、新たに年単位の上限額を設けられますが、ご家庭により影響が異なるため、ご加入の保険者のお知らせ等にて確認するよう労働者の方に促すとよいでしょう。

なお、令和 9 年 8 月には、所得区分がより細くなる変更が予定されています。

### 2. 労働条件通知書の変更

10 月 1 日から「短時間・有期雇用管理指針」「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(同一労働同一賃金ガイドライン)」が改定されます。

それに合わせ、短時間・有期雇用労働者の労働条件の明示項目に「通常の労働者との間の待遇の相違(内容・理由)等について説明を求めることができる旨」が追加されます。厚生労働省のモデル労働条件通知書を参考に、自社の様式変更をご準備ください。

### 3. 同一労働同一賃金ガイドライン変更点

#### (1)考え方の補足記載

「正規社員と非正規社員では待遇の決定基準・ルールに違いがある」「正社員としての人材確保が目的」との説明があったとしても、客観的・具体的な実態に照らし、(法令どおり)職務の内容及び配置の変更の範囲その他の

事情に照らして判断されるものである。

#### (2)各待遇についての記載(判断基準)

今後の行政指導の前提となると思われますのでガイドラインをご一読ください。

##### ○賞与(記載充実)/退職手当(新規)

性質・目的(労務の対価の後払い、功労報償等の様々なもの)が妥当するにもかかわらず、非正規社員に職務の内容等の相違に応じた均衡のとれた内容を支給しない場合、不合理と認められるものに当たりうる。

##### ○無事故手当(新規)

通常の労働者と業務の内容が同一の非正規社員には、同一の無事故手当を支給。

##### ○住宅手当(新規)

転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給される住宅手当について、通常の労働者と同一の転居を伴う配置の変更がある非正規社員には、通常の労働者と同一の住宅手当を支給。

##### ○家族手当(新規)、病気休職休暇(記載充実)

労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる非正規社員には、同一の内容を支給または保障。

##### ○褒賞(新規)

褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するものについて、通常の労働者と同一の期間勤続した非正規社員には、通常の労働者と同一の褒賞を付与。(※永年勤続賞や優秀社員表彰などが該当するようです)

##### ○夏季冬季休暇(新規)

非正規社員にも、通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を付与。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載は  
Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> 禁止しています。

**社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX03-3369-2711